

もっと住みよいまちに向けて

# 環境美化の推進にご協力をお願いします。

令和 6年12月9日(月)から

まちの環境の悪化を招く**禁止行為**を行い、  
指導・勧告に従わない「悪質な違反者」には

**過料 2,000 円**が科せられます。

※ 府中市まちの環境美化条例 第7条、第9条第2項、第13条、第14条

## 禁止行為



路上喫煙

加熱式たばこを含む



ポイ捨て



フンの放置



落書き



※詳細は市ホームページへ↑

誰もが気持ちよく暮らせるよう、マナーの向上にご理解ご協力をお願いします。

担当 府中市生活環境部環境政策課



042 - 335 - 4195



kankyo01@city.fuchu.tokyo.jp